

平成19年度事業計画

1. はじめに

わが国では、数年来の司法制度改革も実践の段階に入り、昨年4月には、日本司法支援センターが設立され、10月から情報提供業務や民事法律扶助業務等のサービスが開始された。司法書士は、綜合法律支援法に基づき、弁護士、弁護士会、隣接法律専門職者及び自治体等とともに日本司法支援センターと連携し、市民の法律相談や法律扶助などの法的サービスを提供することが要請されている。そして、その対応の一環として、全国各地の司法書士会では司法書士総合相談センターを設置し、相談者に対する執務を開始した。本年度においては、国民の司法アクセスを実現するために、引き続きこの総合相談センターを中心に日本司法支援センターからの法的需要に的確に対応することが必要である。

次に、平成15年4月施行の改正司法書士法、平成17年3月施行の改正不動産登記法及び平成18年5月施行の新会社法、その他改正法令等のもとにおいて、司法書士は不動産・商業登記をはじめ裁判実務等に関する法律専門家として、市民の権利を保護し、更に信頼を深めていく努力をしなければならない。

2. 現状と展望

改正不動産登記法においては、登記のオンライン申請の導入に伴い新たな諸制度が創設された。この改正法により「登記識別情報の提供」、「事前通知」、「資格者代理人による本人確認情報の提供」及び「登記原因証明情報の必要的提供」制度等々が不動産登記制度の中核として位置づけられ、司法書士の責任は法制度上においても明確となった。司法書士は登記制度の担い手として、その信頼性を確保するため更に厳しい執務姿勢が求められている。しかし、新法施行後、資格者代理人による本人確認情報について、虚偽情報の提供が行われ、司法書士の責任が問われる事案が発生した。このようなことから、本年度においては司法書士の専門職能としての認識を喚起し、司法書士の倫理研修を強化し再発防止に努めることが必要である。

また、新会社法は、株式会社制度と有限会社制度の統合、最低資本金制度の見直し、組織再編行為の規制の見直し、株式・社債制度等の見直し、取締役の責任に関する規定の見直し等々、最近の社会情勢の変化に対応する大きな改正である。本年度も引き続いて委員会、研修会などにより積極的な対応をしていく必要がある。

そこで、本年度は特に登記オンライン申請を推進するための会員事務所の環境整備を図ることが急務であり、その対応として委員会を設置することが求められている。

次に、簡裁訴訟代理等関係業務についても専門家としての倫理、知識、技術等の向上を図る高度な継続的研修を実施し、新たな「司法書士倫理」規範を遵守することが要求されている。

また、少子高齢化社会の進行とともに成年後見制度の重要性が増している。この制度の社会的有用性を高めるために、社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と提携し、成年後見制度の支援活動を充実させ、多くの会員が成年後見業務を遂行しうるよう努めなければならない。

また、市民からの司法書士に対する苦情申立等については、速やかに対処し、紛議調停制度の充実を図り、情報公開を促進して信頼される会務を遂行しなければならない。

綱紀問題については、適切な判断により会員指導を行うとともに、市民の信頼を得るよう努めな

ければならない。

本会の相談活動については、平成17年11月に設置した司法書士総合相談センターを中心として、無料相談を基本とし、司法過疎対策を含めた法律相談活動のより一層の充実を図り、犯罪被害者支援を含め、引き続き日本司法支援センターの連携先としての役割を担っていくこととする。

更に、本会は相談活動等の市民に対する法的サービスの拡充と司法書士制度の広報の充実に努めなければならない。

また、多重債務問題については、昨年12月に成立した貸金業法に基づき、その解決を図るため、地方自治体との連携、学校等における消費者教育の支援を行うことが必要である。

また、東京司法書士会調停センターについては、平成16年12月に公布された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づき、平成18年3月にこれを設置したところであり、本会はモデル会としての役割を担ってきた。本年度においては、本年4月1日に施行されたADR法の趣旨を踏まえ、調停手続実施者として、これを利用する市民の期待に沿った運営に努めなければならない。

司法書士制度に関する重要な問題として、平成17年の秋頃から、商業・法人登記の開放、司法書士の労働者派遣、司法書士会の強制会廃止等の是非について、内閣府（規制改革・民間開放推進会議、構造改革特区）において検討事項とされてきた。これらの問題は、国民の権利保護、司法書士業務の専門性等を後退させる議論であり、本会としては、今後も容認できないとの立場からそれらの対応に努めていく必要がある。

3. 基本姿勢

本会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指す。

- ① 市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。
- ② 高度情報社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務のあり方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備の改善を推進する。
- ③ 簡易裁判所等における代理権の行使をはじめ、司法書士職務の遂行にあたり法令、会則及び「司法書士倫理」規範を遵守し、高度な専門性を確立する。
- ④ 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させ、執務指導を実施して品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

4. 事業方針

本年度は、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実・改善を図りながら事業を遂行する。

特に、改正不動産登記法、新会社法に対応するとともに、以下の事業に重点を置く。

- ① 改正不動産登記法、新会社法に伴う業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。とりわけ、オンライン申請の普及につき、会員の事務所における環境整備を図るべく、対応をしていく。
また、改正司法書士法の附帯決議の実現に向けて、司法書士法の改正への対応を図る。
- ② 司法・司法書士制度対策
平成15年に制定された「司法書士倫理」規範の更なる周知を図り、倫理規範の修得を中心とする年次研修を実施し、会員の執務指導を行う。
平成17年に設置した「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談の充実を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、司法支

援センター事業への積極的な対応を図る。

昨年度開設した「東京司法書士会調停センター」の充実を図り、司法書士による裁判外紛争解決手続を実施する。

司法制度改革中での司法書士の位置付け・存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

③ 組織改善対策

司法制度改革・規制改革の動きの中で、司法書士制度の発展に資する会の組織・機構や、事業のあり方を検証する。

④ 成年後見制度への対応

社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度に対する積極的な対応を図る。

⑤ 消費者問題への対応

多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化充実を図り、多重債務者増加の大きな要因となっている高金利問題については、利息制限法金利引き下げに向け活動を行う。また、その他消費者問題については、割賦販売法改正を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速・適切に対応する。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。